

子供の貧困に関する指標の推移

2 5 の指標の現状

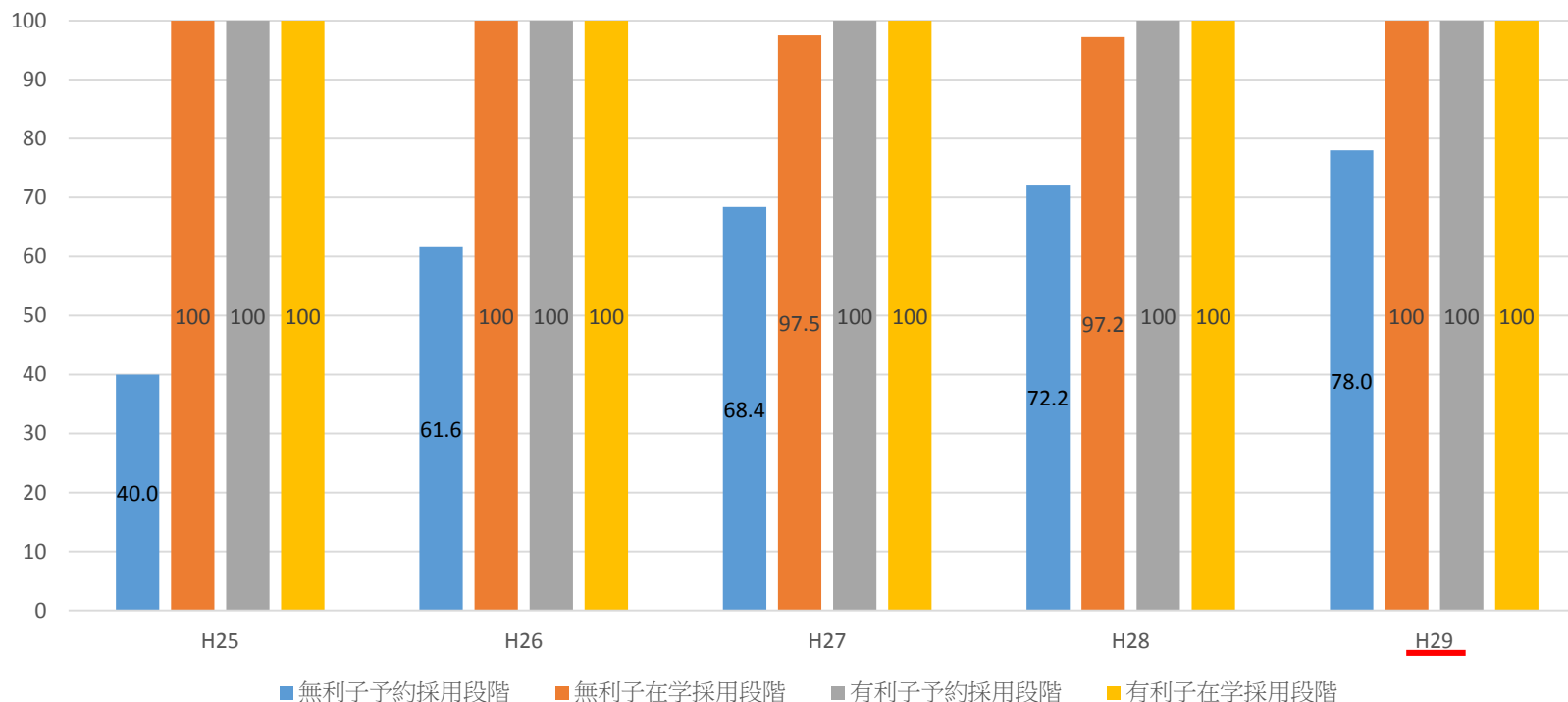
子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）に記載した25の指標の現状

指標	大綱策定時	直近値	指標	大綱策定時	直近値
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	90.8% (平成25年4月1日現在)	93.6% (平成29年4月1日現在)	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子)	予約採用段階 40.0%	予約採用段階 78.0%
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	5.3% (平成25年4月1日現在)	4.1% (平成29年4月1日現在)		在学採用段階 100.0% (平成25年度実績)	在学採用段階 100.0% (平成29年度実績)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	32.9% (平成25年4月1日現在)	35.3% (平成29年4月1日現在)	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(有利子)	予約採用段階 100.0%	予約採用段階 100.0%
児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後)	96.6% (平成26年5月1日現在)	98.1% (平成29年5月1日現在)		在学採用段階 100.0% (平成25年度実績)	在学採用段階 100.0% (平成29年度実績)
児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後)	22.6% (平成26年5月1日現在)	27.1% (平成29年5月1日現在)	生活保護世帯に属する子供の就職率(中学校卒業後)	2.5% (平成25年4月1日現在)	1.3% (平成29年4月1日現在)
ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園)	72.3% (平成23年度)	73.4% (平成28年度)	生活保護世帯に属する子供の就職率(高等学校等卒業後)	46.1% (平成25年4月1日現在)	47.9% (平成29年4月1日現在)
ひとり親家庭の子供の進学率(中学校卒業後)	93.9% (平成23年度)	96.3% (平成28年度)	児童養護施設の子供の就職率(中学校卒業後)	2.1% (平成26年5月1日現在)	1.1% (平成29年5月1日現在)
ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後)	41.6% (平成23年度)	58.5% (平成28年度)	児童養護施設の子供の就職率(高等学校卒業後)	69.8% (平成26年5月1日現在)	67.2% (平成29年5月1日現在)
スクールソーシャルワーカーの配置人数	1008人 (平成25年度実績)	1780人 (平成28年度実績)	ひとり親家庭の子供の就職率(中学校卒業後)	0.8% (平成23年度)	1.7% (平成28年度)
スクールカウンセラーの配置率(小学校)	37.6% (平成24年度実績)	58.6% (平成28年度実績)	ひとり親家庭の子供の就職率(高等学校卒業後)	33.0% (平成23年度)	24.8% (平成28年度)
スクールカウンセラーの配置率(中学校)	82.4% (平成24年度実績)	88.4% (平成28年度実績)	ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)	80.6% (平成23年度)	81.8% (平成28年度)
就学援助制度に関する周知状況 (毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)	61.9% (平成25年度)	75.3% (平成28年度)	ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)	91.3% (平成23年度)	85.4% (平成28年度)
就学援助制度に関する周知状況 (入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)	61.0% (平成25年度)	73.1% (平成28年度)	子供の貧困率	16.3%(平成24年)	13.9%(平成27年)
			子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6%(平成24年)	50.8%(平成27年)

日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、 奨学金の貸与を認められた者の割合

- 有利子の奨学金に関しては、貸与基準を満たす希望者であれば貸与が認められている。
- 無利子の奨学金に関しては、貸与基準を満たしていても貸与を認められない者が存在していたが、関係予算の更なる充実により、平成29年度予算から解消している。

日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、
奨学金の貸与を認められた者の割合



注) 独立行政法人日本学生支援機構調べ

新たな指標の例の現状

子供の貧困に関する指標

「子供の貧困に関する指標の見直しに当たっての方向性について」(平成29年3月31日)より

目標分野

把握すべき状況

指標

教育の機会均等

就学等の状況

ひとり親家庭の子供の就園率
(保育所・幼稚園)

子供の進学率
(生活保護世帯、ひとり親家庭、児童養護施設)

(中学校卒業後・高等学校等卒業後別)
※ 大綱に規定する生活保護世帯等の子供の就職率についても動向を把握

高等学校中退率
(生活保護世帯、**全世帯**)

(生活保護世帯は、高等学校(定時制・通信制を含む)、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校を含む。)
(全世帯は、全高等学校(全日制・定時制・通信制)、中等教育学校後期課程)

学習習熟度

学力に課題のある子供の割合

(小学校・中学校別)

就学環境の整備

(子供の貧困対策の関連施策の実施状況を示すもの)

奨学金の貸与を認められた者の割合
就学援助制度の周知状況
SSW及びSCの配置

(無利子・有利子(それぞれ予約採用段階・在学採用段階別))
(入学時・進級時別)
(スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置人数、スクールカウンセラー(SC)の配置率(小学校・中学校別))

健康・生活習慣

朝食欠食児童・生徒の割合

健やかな成育環境

社会とのつながり

**相談相手が欲しいひとり親の割合
必要な頼れる相手がいない人の割合***

(子供がいる、低所得世帯・ひとり親世帯・全世帯)

保護者の
就労状況

ひとり親家庭の親の就業率

(母子家庭・父子家庭別)

ひとり親家庭の親の正規雇用の割合

(母子家庭・父子家庭別)

所得

**ひとり親家庭で養育費の取決めをしている割合
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合***

(母子家庭・父子家庭別)

相対的貧困率

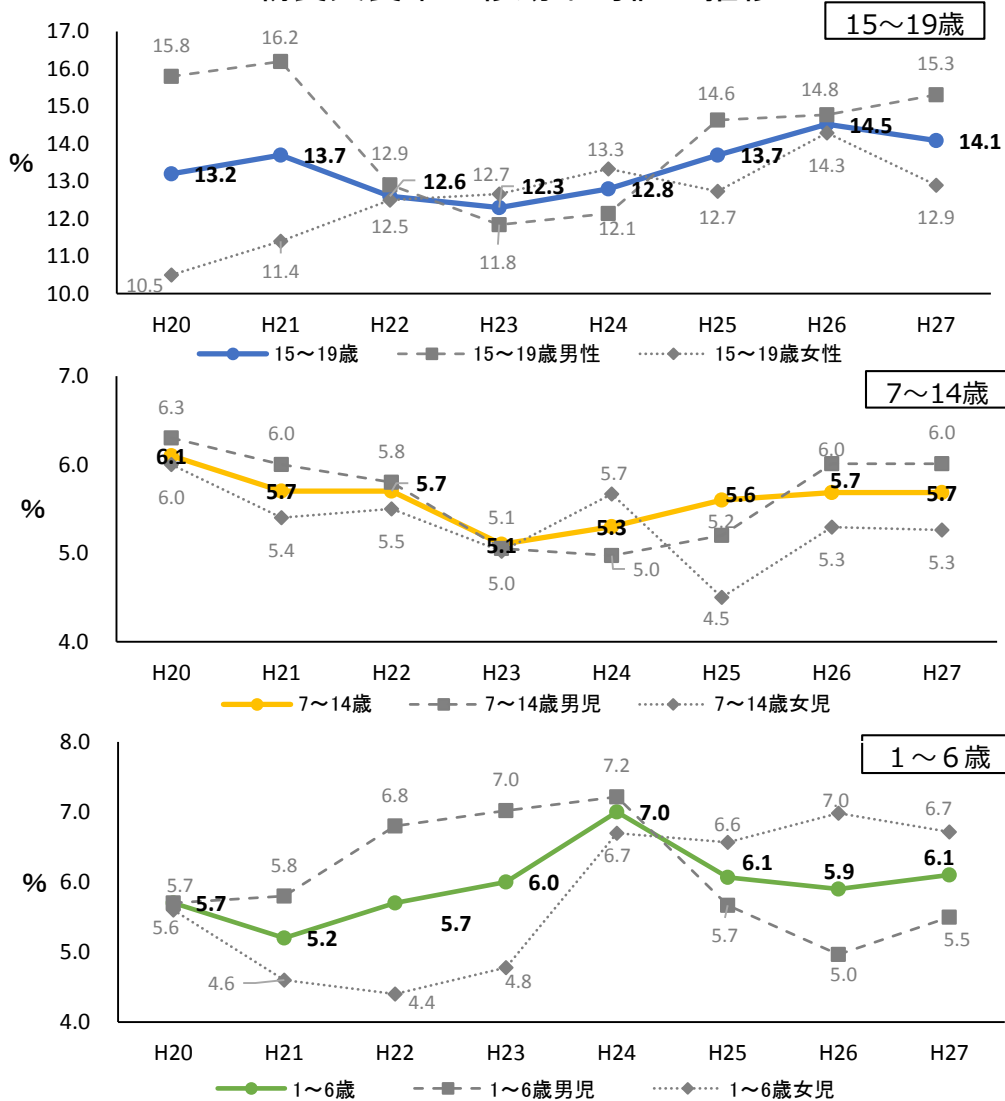
(子供の貧困率・ひとり親家庭の貧困率)

(注)

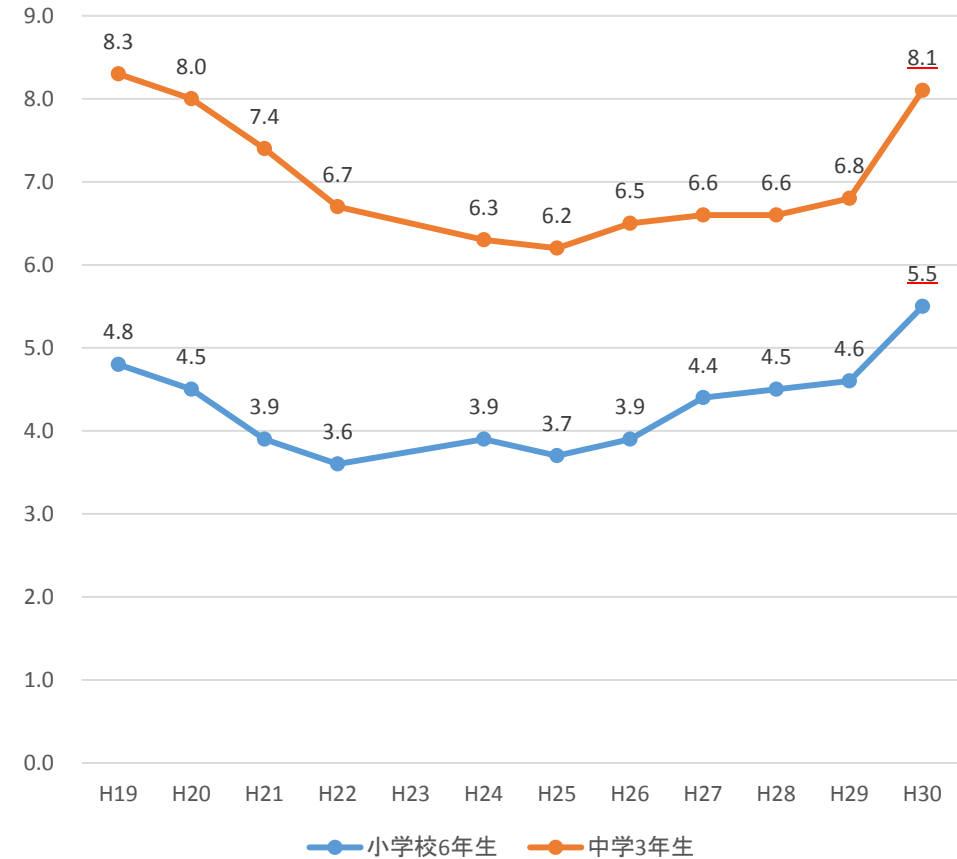
- ・「子供の貧困に関する指標」は、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するために設定
- ・赤字部分は、現行指標に追加すべき新たな指標の例

朝食欠食児童・生徒の割合

朝食欠食率の移動平均値の推移



朝食欠食率の推移



注1) 全国学力・学習状況調査（文部科学省）より作成。

注2) 「朝食を食べていますか」との設問に、「あまりしていない」と回答した児童（小学6年生）又は生徒（中学3年生）の割合と、「全くしていない」と回答した児童又は生徒の割合とを足したもの。

注3) 平成23年度は、東日本大震災の影響を考慮し、調査の実施を見送った。

注1) 国民健康・栄養調査（厚生労働省）より作成。

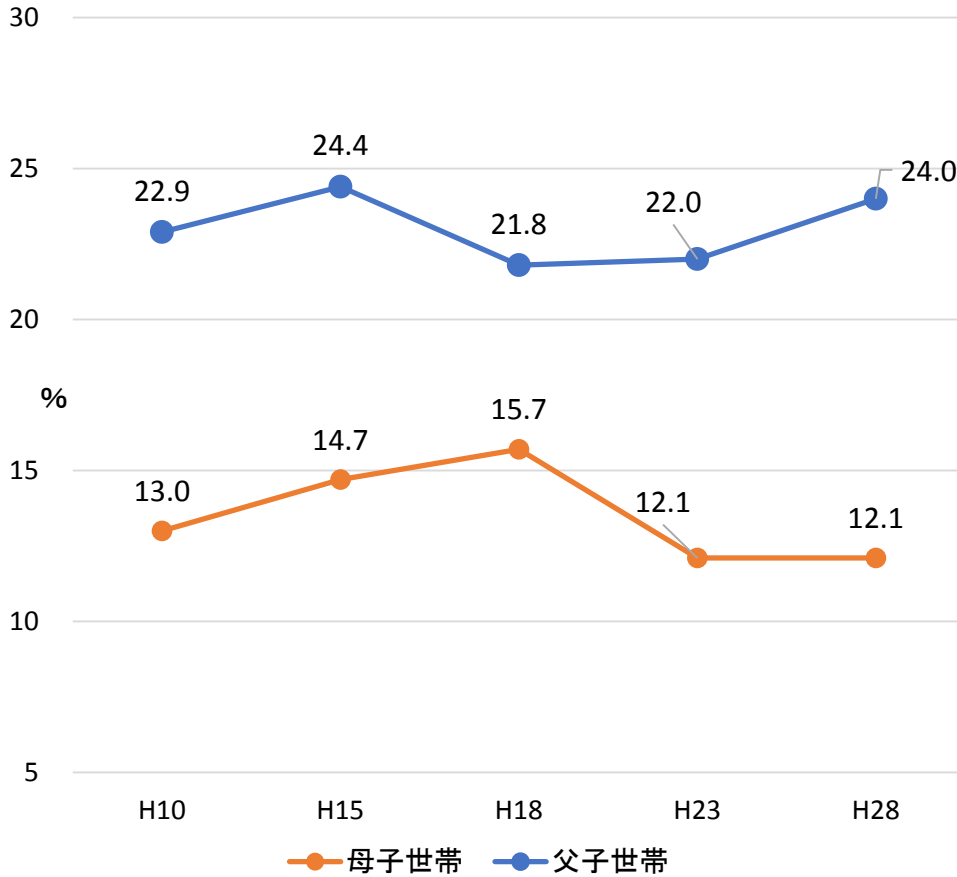
注2) 移動平均値は朝食欠食率の各年次結果の前後の年次結果を足し合わせ、計3年分を平均化したものである。例えば、平成23年度の値は、平成22,23,24年度の値の平均値。公表されている朝食欠食率を基に算出した。

相談相手が欲しいひとり親の割合、必要な頼れる相手がいない人の割合

ひとり親家庭の親で相談相手がおらず、欲しいと答えた人の割合の推移

子供がある世帯の世帯員が必要であるが頼れる人はいないと答えた人の割合

(%)



	全世帯		ひとり親家庭		等価世帯所得第1～3十分位	
	H24	H29	H24	H29	H24	H29
看病や介護、子どもの世話	2.4	—	5.3	—	3.4	—
子どもの世話や看病	—	8.2	—	17.4	—	13.3
(子ども以外の)介護や看病	—	22.3	—	39.5	—	30.1
重要な事柄の相談	—	4.6	—	8.9	—	7.3
健康、介護、育児に関する相談	2.0	—	3.9	—	3.1	—
家庭内でのトラブルに関する相談	3.6	—	5.6	—	6.1	—
就職・転職など仕事に関する相談	3.8	—	7.1	—	5.5	—
愚痴を聞いてくれること	1.8	3.7	3.4	4.7	2.8	6.0
喜びや悲しみを分かち合うこと	1.2	2.8	3.7	6.1	2.3	5.4
いざという時の金銭の援助	—	13.1	—	25.9	—	20.7
いざという時の少額のお金の援助	4.3	—	9.0	—	8.2	—
いざという時の高額のお金の援助	15.7	—	26.5	—	23.0	—
家具の移動・庭の手入れ・雪かきなどの手伝い	2.9	—	7.9	—	4.4	—
日頃のちょっとしたことの手助け	—	5.2	—	11.0	—	8.2
災害時の助け	3.0	—	7.7	—	4.9	—
家を借りる時の保証人を頼むこと	—	9.2	—	18.9	—	14.0
成年後見人・保佐人を頼むこと	—	21.0	—	34.7	—	28.0

注1) 平成10・15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成より作成。
 ※概ね5年度ごとに実施。最新の調査は平成28年度。
 注2) 公表されている割合は相談相手がないと答えた人に対する割合であるため、世帯全体に対する割合を公表されている世帯数を基に算出した。

注1) 生活と支え合いに関する調査（国立社会保障・人口問題研究所）より作成。
 ※平成19年度より5年度ごとに実施。最新の調査は平成24年度。
 注2) 対象は世帯主及び20歳以上の世帯員である。
 注3) 当該調査項目は平成24年度調査から追加されたものである。
 注4) 等価世帯所得の十分位階級とは、世帯を等価世帯所得（世帯人員数を勘案した世帯所得）の低い方から高い方に並べてそれぞれの世帯数が等しくなるように十分分したもので、低い方のグループから第1十分位、第2十分位……第10十分位という。